様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １．【外国人教育研究会への支援】  24年２月策定の大阪府「在日外国人に関わる教育における指導の指針」をふまえるとともに、これまでの在日朝鮮人教育を後退させることなくすすめること。また、大阪府人権教育研究連合協議会への人的配置の拡充および「外国人教育研究会」未設置の市町村に対し、組織整備を求めること。 |
| （回答）  〇　府教育庁では、「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」をふまえて在日外国人教育を推進してきたところです。  〇　また、昨年には、「大阪府在日外国人施策に関する指針」が約20年ぶりに改正されました。  〇　教育現場でも、同様にこの間、在日外国人生徒の増加や国籍の多様化に伴って、日本語指導や母語・母文化支援の必要性が増すなど、求められるニーズや対応すべき課題が大きく変化しているところです。  〇　府教育庁においては、府の改正をふまえ、2024（令和６）年２月、「在日外国人に関わる教育における指導の指針」を策定し、同年同月に府立学校及び各市町村に周知したところです。  〇　本指針の内容の具体化として位置付けている「在日外国人教育のための資料集(DVD) 増補版」教材についての活用促進を図るよう、全市町村教育委員会及び府立学校に指導助言を行うとともに、人権教育主管課長会や研修会等において、学校の教育活動での具体的な活用方法を示すなどし、指針をふまえた教育が充実するよう指導を行っています。  〇　今後、さらなる在日外国人教育の充実に向けて、研修会等あらゆる機会をとらえて資料集の活用について働きかけるとともに、教職員が在日外国人生徒等に配慮した指導内容、指導方法について共通理解を深め、すべての生徒等に対し、人権尊重の精神に基づいた適切な教育が行われるよう働きかけてまいります。  〇　また、大阪府在日外国人教育研究協議会（府外教）や大阪府立学校在日外国人教育研究会（府立外教）は、本府の在日外国人教育・国際理解教育の充実にとって大きな役割を果たしていると認識しています。今後とも研究組織の独自性や専門性を尊重し、連携を一層深め、在日外国人教育の推進に努めてまいります。  〇　さらに、府教育庁といたしましては、各単位外教の未設置市町村（14市町村）及び府外教未加盟市（４市）に対して、設置や加盟を働きかけてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ２．【指導専任】  「教諭（指導専任）」の在日外国人教員を「教諭」として任用すること。また、採用および採用後の実態を明らかにすること。管理職任用資格等その権利を完全に保障すること。さらに、海外日本人学校への派遣教員選考資格から国籍条項を撤廃するよう国にはたらきかけること。 |
| （回答）  〇　教員の任用につきましては、1991(平成３）年１月の政府間における日韓覚書等を受けた文部省通知の趣旨をふまえ対処してきたところであります。任用に当たっては、その職名をはじめ本人の処遇につきまして、できる限りその配慮を行ってきたところであります。  〇　現在外国籍の教員については、政令市及び豊能地区を除く府内の市町村立学校、府立学校に配置されているところです。  〇　公の意思の形成に参画する公務員になるためには、「公務員に関する当然の法理」により、日本国籍を必要とするとされております。したがって、法解釈上は、外国籍の教員を管理職に任用することは困難であると考えておりますが、今後とも、国や他府県の動向も十分見極めながら、慎重に対処してまいりたいと存じます。  〇　教諭として任用することについては、これまでも、国に対して問題提起してまいりましたが、国の見解は変わっておりません。引き続き、国に対して大阪の実態をふまえ働きかけてまいります。  〇　また、在外教育施設等に係わる選考資格などにつきましても、引き続き、外国籍の教員も派遣対象となるよう、国に働きかけてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教職員室　教職員人事課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ３．【管理職研修】  在日外国人教職員の採用が続くなか、人権研修等をとおして、とりわけ管理職、指導的立場にある教職員の知識や人権意識の高揚に努めること。また、民族教育のとりくみをすすめる観点から管理職研修、教職員研修をよりいっそう充実させること。 |
| （回答）  〇　学校における人権教育の推進にあたっては、教職員自身が人権及び人権問題に対する深い理解と認識を持ち、日常の教育諸活動が、人権が尊重された教育として行われることが重要であります。そのために悉皆とする「小・中学校長人権教育研修」「小・中学校教頭人権教育研修」や「府立学校長研修」、「府立学校教頭研修」において、府教育庁や管理職経験者による講義等により、人権意識を高められるようにしております。  〇　府教育センターにおいて、小学校、中学校、高等学校、支援学校のすべての初任者を対象に、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人問題など、様々な人権に関する研修を実施し、大阪府における在日外国人教育の現状と課題を認識させるとともに、実際に本名を使用している教員が在日外国人教育についての自分の思いや伝えたいことを発表するなど、在日外国人問題について深く考える機会を取り入れた研修を実施しております。また10年経験者研修でも在日外国人教育について、学校での対応を考える研修を実施しています。  〇　「小・中学校人権教育研修」及び「府立学校人権教育研修」において、外国にルーツのある児童生徒に対する支援のあり方を学ぶとともに、多文化共生と人権尊重の観点に立って、在日外国人教育の進め方について学ぶ研修を実施しています。  〇　加えて、教職員一人ひとりが日常の教育活動の中で人権教育を実践できるよう、これまでの取組みやその成果をまとめた「教職員人権研修ハンドブック」を毎年更新し、府教育センターで実施する初任者研修等での活用を図っているところです。今後とも、管理職をはじめとする教職員のキャリアステージに応じ、より効果的な人権研修となるよう、研修内容・方法の充実を図ってまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ４．【初任者研修の充実】  新規採用による教職員の入れ替わりがすすんでいる現状に鑑み、これまでの大阪府内の在日朝鮮人教育をまとめた資料集を作成し、引き続き配布するとともに、在日朝鮮人教育の研修の充実を初任者研修等でさらにはかること。また、政令市、中核市、豊能３市２町に対しても、情報提供をおこなうこと。 |
| （回答）  〇　教員が大量に採用され、相当数教職員が入れ替わる中、在日外国人教育をはじめとする人権教育の推進を図るためには、経験の少ない教職員や学校教育において中心的な立場にある中堅教職員の豊かな人権感覚の育成等、資質向上を図ることは重要な課題であると認識しております。  〇　府教育庁といたしましては、これまで、在日韓国・朝鮮人児童生徒のアイデンティティの確立に関わる取組みを「人権教育のための資料」に掲載し、各学校において有効に活用するようはたらきかけてまいりました。  〇　さらに、「在日外国人に関わる教育における指導の指針」（2024（令和６）年２月策定）の内容の具体化と位置付けている「在日外国人教育のための資料集（DVD）（増補版）」教材についての活用促進を図るよう、全市町村教育委員会に対し指導・助言するとともに、人権教育主管課長会や研修会等で学校における教育活動での具体的な活用方法を示しております。  〇　教職員への研修については、府教育センターで実施する「初任者研修」や「10年経験者研修」「小・中学校人権教育研修」「府立学校人権教育研修」等で、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人問題についての理解を深める研修を行っているところです。今後とも、研修内容の充実を図ってまいります。  〇　政令市、中核市、豊能３市２町に対しても、府教育センターの研修情報を随時提供しております。  〇　今後も引き続き、在日外国人教育の充実に向けて、研修会等あらゆる機会をとらえて関係資料等の活用促進を図るよう努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ５．【韓国修学旅行】  府立高校の韓国への修学旅行などに対して教育課程の編成権は学校にあることを尊重し、大阪府教育庁として十分な支援をおこなうこと。 |
| （回答）  〇　韓国への修学旅行などを実施する学校とは、緊密に連絡を取り合いながら、実施に向けた準備において助言を行うなど、安全かつ充実した修学旅行となるよう支援をしているところです。  〇　特に安全面に関しては、必要に応じて、文部科学省や外務省と連携して、安全性を確保できるように努めております。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ６．【民族講師】  在日朝鮮人教育の発展や継承の観点から、担い手の確保と人材育成を充実させるために、以下のことにとりくむこと。  ①教科によらない教員採用選考テストを実施し、1948年「覚え書き」にもとづく、府費負担の民族講師を教員として採用すること。 |
| （回答）  〇　民族講師につきましては、現在、府内の小学校３校に配置しており、外国にルーツのある子どもたちのアイデンティティの確立に重要な役割を果たしていただいているとともに、授業を持ちながら、民族学級の活動や、国際理解・多文化共生教育の推進にご尽力いただいていると認識しております。  〇　一方、府議会において、児童や保護者の意向に沿わない対応が行われている、一つの国だけで諸外国の理解を深める取組みが行われていない等の指摘があり、加配措置の在り方について議論がなされ、厳しい目が向けられている状況にあります。  〇　府教育庁としましては、国際理解・多文化共生教育の推進という加配措置の趣旨・目的を改めて明確にするとともに、適切な運用に努めてまいります。  〇　なお、教員採用選考テストにおいては、教科による区分での募集及び選考を基本としているところです。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教職員室　教職員人事課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ６．【民族講師】  在日朝鮮人教育の発展や継承の観点から、担い手の確保と人材育成を充実させるために、以下のことにとりくむこと。  ②給与負担等が移譲された政令市においても民族講師を配置するよう働きかけること。 |
| （回答）  〇　2017（平成29）年４月からの政令市への給与負担等の移譲に向け、大阪市及び堺市の担当課と、円滑な移譲に向けた打合せを行ってきたところです。  〇　給与負担等の移譲後は、政令市の責任と権限のもと、適切に配置されるべきものと認識しておりますが、今後も必要に応じて、意見交換の場を設けるなど、情報共有を行っていきます。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教職員室　教職員人事課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ６．【民族講師】  在日朝鮮人教育の発展や継承の観点から、担い手の確保と人材育成を充実させるために、以下のことにとりくむこと。  ③大阪府全体として民族教育をすすめていけるよう人材育成にむけた具体的な策を講じること。 |
| （回答）  〇　民族教育・多文化共生教育推進のため、政令市を含めた民族講師を対象とする研修を引き続き実施するとともに、今後も必要に応じて、意見交換の場を設けるなど情報共有を行っていきます。また、その内容については今後とも関係市と協議を重ねてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ７．【民族学級】  在日朝鮮人の子どもたちやルーツをもつ子どもたちが多い大阪では、民族教育は保障されるべき重要な教育であり、それを担っているのが民族学級である。この場をとおして、民族的アイデンティティと自尊感情を育むとともに、学校全体への多民族・多文化共生教育を発信する存在となっている。異なる文化・習慣・価値観をもった子どもたちが、互いのちがいを認め合い、互いのアイデンティティを尊重する関係を培うため、市町村への民族学級等の支援をおこなうなど、多民族・多文化共生教育をすすめること。 |
| （回答）  〇　民族学級等については、在日外国人児童生徒が自国の文化や言語等を学ぶとともに民族としてのアイデンティティの確立に向けて、また、在日外国人の仲間や日本人児童生徒との人間関係を深める場としても大切であると考えております。  〇　今年度の在日韓国･朝鮮人児童生徒を対象とした民族学級等の設置状況は、小中学校合わせて91校となっており、参加児童生徒に占める韓国･朝鮮籍の割合は3.0％（昨年度3.4％）、また、韓国・朝鮮にルーツのある子どもたちの割合は、35.5％（昨年度31.9％）となっております。  〇　府教育庁といたしましても、多文化共生教育を一層推進するとともに、市町村教育委員会に対するヒアリング等を通じて、設置状況等を把握し、今後とも、課外における民族学級等での取組みが充実するよう働きかけてまいりたいと存じます。  〇　これに加え、2014(平成26)年９月、各小中学校に再配付した「在日外国人教育のための資料集（DVD）」教材について、2023（令和５）年３月に増補版を作成し、配付しております。引き続き教材の具体的な活用方法を示すなど、さらに、内容豊かで充実した在日外国人教育となるよう働きかけてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ８．【政治教育】  「特別の教科　道徳」において、主権者教育や参政権がとりあげられている。政治的教養を育む教育については、外国籍の子どもを排除しない指導となるように、大阪府教育庁作成のガイドライン等の周知および有効な活用を促すこと。また、外国籍の子どもたちの参政権の国籍国でのとりあつかいについても教職員に周知し、適切に指導できるように研修すること。 |
| （回答）  〇　府教育庁においては、2016（平成28）年２月に府独自のガイドラインを作成し、周知を図るとともに活用を促してきました。また、2017（平成29）年８月には府立学校公民科担当教員対象の研修会を実施し、好事例を共有しました。  〇　今後も、好事例を共有化するとともに、選挙権を持たない外国籍の子どもたちや、障がいがあり配慮の必要な子どもたちを含むすべての高校生が政治的な教養を身に付けることができるよう、各校における「政治的教養を育む教育」の充実に努めてまいります。  〇　小中学校では、発達段階に応じて、身近な家族から、学校、地域へと、自分と社会との関わりを広げながら、学習や経験を積み重ねることで、より良い社会を作っていくよう、主体的に判断し、行動できるような力の基盤を育むことが重要であると認識しています。  〇　また、2015(平成27)年７月に現場の実践をまとめた事例集を各学校に周知するとともに、2016（平成28）年２月には、府立高校向けガイドラインを各学校に周知し、「政治的教養をはぐくむ教育」の推進を図っているところです。  〇　なお、外国籍の子どもたちにおける参政権の各国での取り扱いについても、府立高校向けガイドラインの活用等を図り、教員が理解し、当該子どもたちの実態に合わせた配慮ができるよう市町村教育委員会に周知しています。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高等学校課  教育庁　教育振興室　支援教育課  教育庁　市町村教育室　小中学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ９．【加配】  在日外国人多数在籍校および民族学級設置校への教員加配を国籍にかかわらず子どもたちの実態に即しておこなうこと。配置後は、加配教員が働きやすい環境の整備につとめるよう市町村教育委員会への指導・助言をおこなうこと。また、高校にも同様の配置を拡充すること。 |
| （回答）  〇　小中学校におきましては、国の定数である、いわゆる外国人児童生徒多数在籍校加配があり、これまで「日本国籍を有しない児童生徒数が10％を超える学校」に対して措置されてきましたが、2003（平成15）年度から、児童生徒の実態に応じた、より弾力的な教職員配置を可能とする趣旨から、児童生徒支援加配に統合されたところであります。  〇　府教育委員会では、今年度の配置につきましては、基本的に加配を配置したところでありますが、今後の配置につきましては、国の定数配分の動向をふまえつつ、日本国籍を有さない児童生徒の指導上の諸課題とその取組みを十分考慮し、重点的かつ効果的な配置を行っていく中で適切に対応してまいりたいと存じます。なお、今後の配置や職場環境の整備を検討するに際しては、皆様方のご意見を伺いながら、より適切な配置ができるよう努めてまいりたいと存じます。  〇　高等学校における日本語指導が必要な生徒への対応につきましては、各校でそれぞれの実情に応じた取組みを行っているところですが、国の帰国子女等教育を充実するための措置として、今年度においては８校に対して18名の教員を加配しております。  〇　また、これに加えて特別選抜実施校に対しては、その取組みを支援するため2005（平成17）年度に新たに、「日本語指導が必要な生徒選抜加配」を創設し、今年度は８校に対して８名の教員を加配しているところです。  〇　さらに、円滑な教育活動を保障するため、日本語指導を行うために必要な場合には、別途、非常勤講師の配置を行っているところです。  〇　今後とも、各学校の実情に応じた措置を講じることができるよう努力してまいりたいと存じます。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教職員室　教職員人事課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  10．【高校予算、指導員制度】  高校における在日朝鮮人教育のとりくみや交流会等に対する予算措置および民族講師の派遣など指導員制度を整備・拡充すること。学校支援人材バンクのさらなる充実と整備をはかるとともに、登録者の研修を充実すること。 |
| （回答）  〇　府立高校における在日韓国･朝鮮人教育については、今年度45校において、韓国･朝鮮語を開講し、言語学習に加え、生徒が韓国･朝鮮の文化や歴史、生活習慣などについて正しく理解できるよう指導しております。  〇　また、韓国への修学旅行については、2024（令和６）年８月現在、２校で実施を予定しております。  〇　府立高校における在日朝鮮人教育の取組みや交流会については、府教育庁主催の研修や人権文化発表交流会を開催してまいりました。また、在日外国人教育に係わる研究会においても交流会等に取組まれております。今後もこれらの研修や交流会を継続し、内容の充実が図れるよう取組んでまいります。  〇　学校支援人材バンクについては、民族の文化等を学ぶ課外の自主活動等や「国際理解教育」で活用しているところであり、登録については、地域や社会の各界で活躍する優れた知識や技能を有し、かつ、公立学校の教育活動に携わるにふさわしい熱意及び識見を有する人物で、府教育庁が適当と認める団体から推薦を受けた場合に受け付けております。  〇　登録者は2024（令和６）年９月末現在5,550名であり、登録者を対象とする研修の実施は困難でありますが、活用に当たっては事前に各学校が登録者に対し、活用内容や各学校の状況について説明し、お互いに十分理解するとともに、実際の活動においても、校長の指示の下、教員と連携して行っております。  〇今後とも、本事業の趣旨の徹底を図り、制度の充実に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  11．【朝鮮語教員・NKT】  高校における朝鮮語の教員を現場要求にもとづき採用すること。また、大阪府教育庁として韓国・朝鮮語指導員（NKT）の継続・増員配置をすること。 |
| （回答）  〇　大阪府では、2012（平成24）年度から、大阪府外国語（韓国・朝鮮語）指導員（NKT：Native Korean Teacher）として１名を府立高校に配置しております。  現在、ティーム・ティーチングによる韓国・朝鮮語の授業を担当し、週２日の配置校での勤務と、週２日又は１日の招請校での勤務を行っています。  〇　府教育庁といたしましては、NKTの次年度の継続配置に向けて検討しているところです。  〇　韓国・朝鮮語の教員については、「2006（平成18）年度から2008（平成20）年度まで」及び「2014（平成26）年度から2016（平成28）年度まで」に、採用選考を実施し、必要な新規採用者を確保したところです。  〇　今後につきましては、定数事情が厳しい中ではありますが、将来の教員定数及び退職動向や授業時間数、将来的な需要動向をふまえながら、必要に応じ、教員の採用に努めてまいりたいと存じます。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高等学校課  教育庁　教職員室　教職員人事課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  12．【差別事象の実態把握】  人種や民族、国籍に関する配慮を欠く不快・不適切な言動（レイシャルハラスメント）が生起している。教育現場や就職・進学における差別事象の実態把握を徹底するとともに、解決にむけたとりくみや防止するための施策、研修を充実すること。また、DVD「在日外国人教育のための資料集　違いを認め合い共に生きるために」を周知すること。 |
| （回答）  〇　学校で生起した差別事象については、府立学校及び市町村教育委員会からの報告によって把握しております。「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」の施行をふまえ、今後とも多様性を尊重し、人権問題について正しい理解と認識を深める人権教育を推進することが必要であると認識しております。  〇　実際に差別事象等の人権侵害が生起した場合には、府立学校及び市町村教育委員会と連携を図り、迅速かつ組織的に対応するよう指導しているところです。  〇　国籍や人種への配慮を欠く言動についても、生起した場合には、被害児童生徒へのケアを第一に行うとともに、関係機関と連携を図り、組織的に対応するよう指導しています。  〇　また、市町村ヒアリング等において実態把握に努めるとともに、教員の研修及び市町村連絡会において、教材を紹介する等、レイシャルハラスメント防止に努めています。  〇　府立学校においても、人権教育をすすめるに当たり、人権教育COMPASSシリーズをはじめとする関係資料等の活用を図ってまいります。  〇　「在日外国人に関わる教育における指導の指針」（2024（令和６）年２月策定）の内容の具体化と位置付けている「在日外国人教育のための資料集（DVD）（増補版）」教材についての活用促進を図るよう、全市町村教育委員会及び府立学校に対し指導・助言するとともに、人権教育主管課長会や研修会等で学校における教育活動での具体的な活用方法を示すなど、活用についての指導を行っています。  〇　また、2023（令和５）年３月、教職員が自らの人権意識をより一層高めるとともに、教育現場における差別事象への適切な対応を図ることを目的として、「教職員のための差別事象対応ワークシート」を府立学校及び市町村教育委員会に発出しました。  〇　今後も引き続き、在日外国人教育の充実に向けて、研修会等あらゆる機会をとらえて資料集の活用促進を図るよう努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　人権教育企画課  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  13．【民族学校】  民族学校に通う子どもたちの学習保障をおこなうために、以下のことにとりくむこと。  ①民族教育の権利、子どもの人権が保障されることは、各種国際人権条約でも認められている当然の権利であることから、補助金交付再開等、授業料の支援をおこなうこと。また、朝鮮学校幼稚園に対して、幼児教育無償化を適用すること。  ②朝鮮学校に対し、外国人学校振興補助金を交付すること。  ③一条校並みの助成をおこなうこと。  ④民族学校卒業生に対して、すべての大学で受験資格が認められるよう働きかけること。 |
| （回答）  〇　大阪府では、朝鮮学校に対して、学校の教育条件の維持向上及び外国人学校に在学する生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図る観点から、外国人学校振興補助金の交付を行ってきたところです。  〇　また、朝鮮高級学校に在学する生徒の学費負担を軽減するという観点から、2009（平成21）年度まで授業料軽減補助金を交付してきたところです。  〇　こうした中、国において、2010（平成22）年度からの就学支援金制度の創設に当たり、朝鮮学校への交付について議論が行われていたことをふまえ、大阪府として、補助金の交付について、府民の理解を得るため、政治的中立性や学校運営の透明化を図るといった観点から、2010（平成22）年度の補助金の交付に当たり、新たに以下の４つの交付要件を設けたところです。  ①財務情報の一般公開  ②特定の政治団体と一線を画す  ③日本の学習指導要領に準じた教育活動を行う  ④特定の政治指導者の肖像画を教室から外す  〇　その結果、2010（平成22）年度については、要件が満たされなかった高級学校を除き、他の初級学校と中級学校に対して、補助金を交付しましたが、2011（平成23）年度については、「特定の政治団体と一線を画す」という要件を満たしているとの確証が得られなかったため、全校に対して補助金は交付していません。  この補助金の不交付決定について、学校法人大阪朝鮮学園から取消し等を求める訴訟が提起され、2018（平成30）年11月28日付で最高裁が学園側の上告を退ける決定をし、不交付決定は適法と判断した一審・二審判決が確定しました。  〇　また、いわゆる高校授業料無償化制度における適用除外措置について学校法人大阪朝鮮学園が国を相手どって提起した取消し等を求める訴訟についても、2019（令和元）年８月27日付で最高裁が学園側の上告を退ける決定をし、適用除外とした文部科学大臣の判断は適法とした二審判決が確定しました。  〇　なお、幼児教育の無償化につきましては、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（2018（平成30）年12月28日関係閣僚合意）において、各種学校は、１条校とは異なり幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象とはならないこととされております。  〇　無償化の対象とはならないものの、地域や保護者のニーズに応えて地域における重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減するという観点から、その利用料の一部を給付する国制度の「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」の事業により支援しているところです。  〇　大学の受験資格につきましては、2003（平成15）年９月の文部科学省の規則等の改正により、大学における個別の入学資格審査により外国人学校卒業生に対する大学入学資格を認めることができるようになっているところでございます。今後も、引き続き、外国人学校に対する理解を求めてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　私学課  福祉部　子ども家庭局　子育て支援課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  14．【本名指導】  大阪府教育委員会が作成した「本名指導について」の使用の徹底をはかるよう、市町村教育委員会へ指導・助言するとともに、その活用状況を把握すること。特に、大阪府教育庁内や管理職の研修を徹底すること。さらに、本名指導に役立つ資料等を作成すること。 |
| （回答）  〇　本名指導については、大阪府の「在日外国人に関わる教育における指導の指針」（2024（令和６）年２月策定）の趣旨をふまえ、各市町村教育委員会においても指針等に明記をするように指導するとともに、各学校園において体系的に人権教育に取り組むよう、管理職研修や人権教育研修を通じて指導してきております。  〇　また、2006（平成18）年３月に作成しました「互いに違いを認め合い、共に学ぶ学校を築いていくために－本名指導の手引き－」については、2013（平成25）年４月に一部修正を経て、2024（令和６）年に「本名指導について」と改訂いたしました。引き続き、活用促進を図るよう府立学校や各市町村教育委員会を通じ各小中学校に電子媒体にて配付し、周知しているところです。  〇　管理職に対しては「府立学校長研修」、「府立学校教頭研修」、「小・中学校長人権教育研修」、「小・中学校教頭人権教育研修」等の研修の中で在日外国人問題について理解を深めるとともに、「本名指導について」の活用を図っております。  今後とも、より効果的な研修になるよう、「本名指導について」等の活用を図るなど、研修内容の充実を図ってまいります。  〇　大阪府教育庁においては、管理職や教育庁転入職員を含む全職員を対象とした人権研修を実施しているところです。今後とも、当該研修内容の充実に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育総務企画課  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  15．【ヘイトスピーチ】  「ヘイトスピーチ解消法」、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」をふまえ、ヘイトスピーチ（差別的憎悪表現）やインターネットにおける人権侵害事象について、大阪府・大阪府教育庁として「差別を許さない姿勢」を明らかにすること。また、意図的でなくとも無理解や偏見による言動は差別であることを含め、子どもたちや保護者、地域、府民に対して周知するとともに、学校現場のとりくみを支援する方策を確立すること。「ヘイトスピーチの問題を考えるために―研修用参考資料―」の内容についても精査し、府立学校や市町村教育委員会・学校現場に周知徹底をすること。 |
| （回答）  〇　ヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせるものであり、許されないものと認識しています。  〇　大阪府としましては、2019（令和元）年11月に「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」を施行し、ヘイトスピーチを禁止する府の強い姿勢を府民に見える形で示すとともに、ヘイトスピーチは許さないという共通認識を社会に根付かせるため、府民向けリーフレットを活用するなどして啓発を行ってまいりました。  〇　また、インターネットに書き込まれる人権侵害事象については、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」（2022（令和４）年４月施行、2023（令和５）年10月改正）に基づき、プロバイダへの削除要請や発信者への説示・助言、専門相談窓口における被害者等への支援、教育・啓発活動を実施しています。  〇　さらに、11月を「ヘイトスピーチ解消条例啓発推進月間」及び「インターネット上の人権侵害解消推進月間」と定め、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する府民の関心や理解が深まるよう、専門相談窓口の運営や、教育・啓発活動の集中的な取組を行っています。  〇　大阪府として、これらの取組を着実に進めることで、ヘイトスピーチをはじめ「不当な差別的言動を許さない姿勢」を明らかにしていきます。  〇　府教育庁としては、教職員がヘイトスピーチについての理解を深め、人権尊重の精神を基盤に在日外国人に対する差別を許さない態度を培うとともに、すべての児童生徒に対して一層適切な教育を進めることが重要であると認識しています。2022（令和４）年には、「ネット上の偏見・差別について考える学習活動体系」（2024（令和６）年改訂）を作成するとともに、ヘイトスピーチについて考える教材の指導のてびき等を作成・配付し、活用を進めているところです。加えて、2015（平成27）年に作成し、これまでに３度改訂（2017（平成29）年、2020（令和２）年、2024（令和６）年）を行った「ヘイトスピーチの問題を考えるために－研修用参考資料－」については、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」の施行をふまえ、引き続き市町村教育委員会及び府立学校への周知に努めるとともに、必要に応じて改訂を進めてまいります。  〇　また、意図的でない場合であっても無理解や偏見による言動が差別となる場合があることについては、「人権教育COMPASS」・人権教育リーフレット「アンコンシャス・バイアス」、「マイクロアグレッション」や大阪府教育センターで実施する人権教育研修で紹介しています。 |
| （回答部局課名）  府民文化部　人権局　人権擁護課  教育庁　人権教育企画課  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  16．【Jアラート】  全国瞬時警報システム（Jアラート）については、子どもたちが必要以上に不安にならないための配慮をおこなうこと。また、これに関わって在日外国人、とりわけ韓国・朝鮮人に対するいやがらせ等がないように十分に配慮するよう、府立学校や市町村教育委員会へ周知徹底すること。 |
| （回答）  〇　府教育庁では、文部科学省からの事務連絡「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について」をふまえ、「Ｊアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン」を2017（平成29）年に作成し府立学校に通知するとともに、市町村教育委員会に情報提供を行いました。ガイドラインでは、児童生徒等には、必要以上に不安にさせることがないよう、十分、配慮しながら、実態に応じた安全指導を行うことと示しております。  〇　また、2022（令和４）年８月31日に府立学校に対して、全国瞬時警報システム（Jアラート）によるミサイル発射情報に対する避難訓練の実施を依頼しましたが、その際も、人権尊重にも配慮した対応を行うよう通知したところです。引き続き、市町村教育委員会において、同様の通知を行う際には、人権尊重にも配慮した対応を行うよう周知してまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　保健体育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  17．【啓発】  保護者や府民に対して、在日外国人問題についての啓発をよりいっそうおこなうこと。 |
| （回答）  〇　大阪府では、在日外国人問題をはじめとして、様々な人権問題についての啓発を推進することを目的に、人権白書「ゆまにてなにわ」を毎年度作成しています。  〇　「ゆまにてなにわ」は、市町村などの行政機関をはじめ、学校や関係団体等にも広く配布し、人権研修の場などで啓発用資料として活用されています。また、街頭啓発や各種イベントでの配布に加えて、人権局のホームページにも掲載し、周知及び啓発に努めています。  〇　今後とも、関係部局等と連携の下、内容の充実に努めるとともに、市町村や関係団体等とも連携し、効果的な啓発活動の実施に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  府民文化部　人権局　人権企画課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  18．【映画・アニメ「めぐみ」】  内閣官房拉致問題対策本部からの通知により、映画「めぐみ」及びアニメ「めぐみ」を積極的に活用するよう求めているが、教育課程の編成権は学校にあることから強制しないこと。また、活用する際は事前・事後の学習をおこなうことを周知徹底すること。 |
| （回答）  〇　拉致問題は人権課題の一つとして認識しており、小中学校においても、解決に向けて取組みを進める必要があります。一方、教育課程の編成権は学校にあることから、教材としての映画及びアニメ「めぐみ」の活用につきましては、地域及び児童生徒の実情に十分配慮して行うよう、市町村教育委員会を通じて今後も周知してまいります。  〇　府立学校においては、高校生に日本人拉致問題が人権課題の一つであると認識させることが大切であり、拉致問題の解決に向けた理解を深めるため、生徒にアニメ「めぐみ」を視聴させることは意義があると考えています。  〇　教育課程の編成は校長の職務であることから、すべての府立学校の校長・准校長が参加する説明会等で、教育長や教育監から、すべての府立学校で生徒がアニメ「めぐみ」を視聴し、拉致問題についての理解を深めていただくようお願いしたところです。  〇　また、引き続き、アニメ「めぐみ」の視聴に当たっては、事前事後の学習を行い、在日韓国・朝鮮人の生徒への配慮を行うよう周知徹底してまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課 |